

調理師法施行細則及び香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月25日

香川県知事 池田豊人

## 香川県規則第9号

調理師法施行細則及び香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則  
(調理師法施行細則の一部改正)

第1条 調理師法施行細則(昭和34年香川県規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p>(試験)</p> <p><u>第1条 調理師法(昭和33年法律第147号。以下「法」という。)第3条の2第1項に規定する調理師試験(以下「試験」という。)を受けようとする者は、受験願書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者又は法附則第3項に規定する者であることを証する書類</u></p> <p><u>(2) 調理業務従事証明書(第2号様式)</u></p> <p><u>(3) 写真(出願前6月以内に無帽正面向きで上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの)</u></p> <p><u>2 前項の場合において、当該出願前の直近5年間の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を同項の受験願書に添えて提出するときは、同項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</u></p>
<p>(試験の公告)</p> <p><u>第1条 知事は、調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項に規定する調理師試験を行う場合には、その期日、場所その他必要な事項を、あらかじめ公告する。</u></p>	<p>(試験の公告)</p> <p><u>第2条 知事は、試験を行う場合には、その期日、場所その他必要な事項を、あらかじめ公告する。</u></p>
<p>(書類の提出)</p> <p><u>第2条 調理師法及び調理師法施行令(昭和33年政令第303号。以下「令」という。)の規定により知事に提出する書類(調理師養成施設に係るものを除く。)は、保健福祉事務所長又は香川県小豆総合事務所長を経由しな</u></p>	<p>(書類の提出)</p> <p><u>第3条 法、調理師法施行令(昭和33年政令第303号。以下「令」という。)及びこの規則の規定により知事に提出する書類(調理師養成施設に係るものを除く。)は、保健福祉事務所長又は香川県小豆総合事務所長を経由し</u></p>

なければならない。ただし、提出者の住所地が県外である場合は、この限りでない。

(申請書の様式)

第3条 略

- (1) 令第11条第2項及び第13条第2項に規定する申請書 調理師名簿訂正及び免許証書換え交付申請書 (第1号様式)
- (2) 令第12条第1項に規定する申請書 調理師名簿登録消除申請書 (第2号様式)
- (3) 令第14条第2項に規定する申請書 調理師免許証再交付申請書 (第3号様式)

なければならない。ただし、提出者の住所地が県外である場合は、この限りでない。

(申請書の様式)

第4条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 令第11条第2項及び第13条第2項に規定する申請書 調理師名簿訂正及び免許証書換え交付申請書 (第3号様式)
- (2) 令第12条第1項に規定する申請書 調理師名簿登録消除申請書 (第4号様式)
- (3) 令第14条第2項に規定する申請書 調理師免許証再交付申請書 (第5号様式)

第1号様式（第1条関係）

（日本産業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄  
（消印してはならない。）

調 理 師 試 験 受 験 願 書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所 〒

ふりがな  
氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

調理師法第3条の2第1項に規定する調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて  
出願します。

注 次の書類を添付すること。

- （1） 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類
- （2） 調理業務従事証明書
- （3） 写真（出願前6月以内に無帽正面向きで上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの）

第2号様式（第1条関係）

調理業務従事証明書

①従事者（受験者）氏名	②生年月日	年	月	日
-------------	-------	---	---	---

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

③勤務施設名	
④勤務施設所在地	(電話番号 ー ー )

⑤施設区分	飲食店等の営業許可施設の場合		給食施設の場合	
	営業許可の種類 (○をつける)	1 飲食店営業（喫茶店営業を除く） 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業 4 複合型そうざい製造業	施設の種類の (○をつける)	1 寄宿舎 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 老人保健施設 7 矯正施設 8 給食センター 9 自衛隊 10 その他 ( )
	許可保健所名			
	許可年月日	年 月 日	開設年月日 注1	年 月 日
	許可番号	第 号	提供食数	1日( )回、1日平均( )食

⑥調理業務の内容 (該当のところ全てに○をつける) ※飲料調製、食肉処理、製菓・製パン、あん類製造、水産製品製造又は製麺に係る業務を除く。	切る・焼く・煮る・炊く・蒸す・ゆでる・炒める・漬ける・揚げる・味付ける その他(上記作業内容に該当しない場合は、具体的な作業内容を記入すること)
---	---

⑦上記施設で調理業務に従事した期間	年 月 日から } 計 年 か月 年 月 日まで }
-------------------	-------------------------------

⑧勤務形態 (○をつける)	1 正規職員 2 正規職員以外 (パートやアルバイト等)
---------------	------------------------------

⑨勤務日数及び時間	1週間当たり( )日 かつ 1日当たり( )時間
-----------	--------------------------

⑩廃業年月日	年 月 日 (現在廃業している場合)
--------	--------------------

⑪証明年月日	年 月 日	
⑫証明者	住所	⑬証明者 種別(○をつける) 1 個人の実印 2 法人の職印 3 法人登記済印 押印欄
	電話番号	
	法人名(施設名)	
	氏名	
役職(○をつける)	1 個人経営者 2 法人経営者 3 その他 ( )	

※⑫⑬は該当者のみ記入すること。

⑭『⑫の証明者』が『③の施設長(経営者)』でない場合の理由(○をつける) 注2	1 受験者と施設長(経営者)が同一人・夫婦・二親等以内の血族のいずれかであるため 2 施設が廃業しているため 3 その他 ( )
---	--

⑮『⑫の証明者』が同業者の方の場合の営業許可内容 注2	施設名 営業許可の種類 許可年月日 年 月 日 許可保健所名 第 号
-----------------------------	--

【注意事項】  
 注1 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎・学校・病院等の施設であって、多人数に対して食品を供与する施設として開設した年月日をいいます。  
 注2 原則として施設長(経営者)が証明してください。ただし、受験者と施設長(経営者)が同一人、配偶者又は2親等以内の血族の場合、若しくは廃業等により元の施設長(経営者)がいない場合には調理師会等の所属団体の長又は同業者の方が証明してください。  
 注3 個人が証明する場合は、市町村に登録されている実印を用い、印鑑登録証明書を提示又は添付してください。法人が証明する場合は、職印又は登記された実印を用い、登記された印鑑を用いる場合には、印鑑証明書を示す又は添付してください。

第1号様式（第3条関係）

略

第2号様式（第3条関係）

略

第3号様式（第3条関係）

略

第3号様式（第4条関係）

略

第4号様式（第4条関係）

略

第5号様式（第4条関係）

略

（香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正）

第2条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="185 742 1064 778">1～20の2 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 778 472 1125">21 特例条例別表第2の21の項の規則で定める書類</td> <td data-bbox="472 778 1064 1125"> <p>調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="185 1125 1064 1161">22～36 略</td> </tr> </table>	1～20の2 略		21 特例条例別表第2の21の項の規則で定める書類	<p>調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 略</p>	22～36 略		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1171 742 2049 778">1～20の2 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 778 1458 1125">21 特例条例別表第2の21の項の規則で定める書類</td> <td data-bbox="1458 778 2049 1125"> <p>調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）<u>、調理師法施行令</u>（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）<u>及び調理師法施行細則</u>（昭和34年香川県規則第33号。以下この項において「規則」という。）<u>に基づく書類</u>のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>規則第1条第1項に規定する受験願書</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1171 1125 2049 1161">22～36 略</td> </tr> </table>	1～20の2 略		21 特例条例別表第2の21の項の規則で定める書類	<p>調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）<u>、調理師法施行令</u>（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）<u>及び調理師法施行細則</u>（昭和34年香川県規則第33号。以下この項において「規則」という。）<u>に基づく書類</u>のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>規則第1条第1項に規定する受験願書</u></p>	22～36 略	
1～20の2 略													
21 特例条例別表第2の21の項の規則で定める書類	<p>調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 略</p>												
22～36 略													
1～20の2 略													
21 特例条例別表第2の21の項の規則で定める書類	<p>調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）<u>、調理師法施行令</u>（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）<u>及び調理師法施行細則</u>（昭和34年香川県規則第33号。以下この項において「規則」という。）<u>に基づく書類</u>のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>規則第1条第1項に規定する受験願書</u></p>												
22～36 略													

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。